

地方自治体において明確にされた住民意思を尊重し
国家政策の立案、実施に反映することを求める意見書

前政権に引きつづき地方自治を推進しようとしている国会ならびに政府の日々のご努力にはたいへん期待をしている。自治の根源に在るものが住民意思であることは全国民に共通の認識である。

さる1月24日の市長選挙で名護市民は辺野古への普天間基地受け入れを拒否する選択をした。名護市民は1997年にも市民投票で今回と同じ意思を明らかにしている。しかるに、この結果にたいして翌25日、平野官房長官は「斟酌してやらなければならない理由はない」と発言された。

この発言が政府ならびに国会の統一見解だとは思わないが、日々懸命に自治体運営に努める私たち地方議員としては、たいへんな不安を抱きながらこの発言を聞いた。

7月9日の沖縄県議会は「米軍普天間飛行場移設の日米共同発表の見直しを求める意見書」を採択した。

この7月11日の参院選においても、「辺野古移設計画」を推進する自公政権が応援し当選した自民党の候補でさえ、「県内移設反対」を公約せざるを得なかった。

地方自治の本旨が住民意思を実現することであることは論ずるまでもない。自治体はその実現に向けて日々具体的に懸命に取り組んでいる。このような自治体に協力し、支援することで、国は国民の幸福を実現できる。

外交も安全保障も、その本質は国民の幸福を実現することにある。この根本にあるのは、やはり住民の意思に他ならない。

よって、国においてはこのことを明確にするために、下記の事項を速やかに表明されることを強く要請する。

記

一 国家政策の立案、実施に際しては、地方自治体において明示された住民意思を尊重し、その反映に最善の努力を尽くすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年10月1日

大阪府和泉市議会